注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十一月十日

法務大臣　上川　陽子

沖縄縣宮古郡多良間村字塩川六十三番地

梅里長太郎

○法務省告示第四百八十五号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十二月十日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十一月十日

法務大臣　上川　陽子

沖縄縣宮古郡多良間村字塩川四番地　大濱　仁助

○外務省告示第三百四十三号

一　次に掲げる各国の政府は、昭和六十一年九月二十六日にウィーンで作成された「原子力事故の早期通報に関する条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際原子力機関事務局長に寄託した。

カザフスタン共和国	平成二十二年三月十日
グルジア	平成二十二年十月六日
バーレーン王国	平成二十三年五月五日
タジキスタン共和国	平成二十三年九月一日
モーリタニア・イスラム共和国	平成二十三年九月十九日
ボツワナ共和国	平成二十三年十一月十日

二　次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

カザフスタン共和国	平成二十二年四月九日
グルジア	平成二十二年十一月五日
バーレーン王国	平成二十三年六月四日
タジキスタン共和国	平成二十三年十月一日
モーリタニア・イスラム共和国	平成二十三年十月十九日
ボツワナ共和国	平成二十三年十二月十一日
カンボジア王国	平成二十四年五月五日
ラオス人民民主共和国	平成二十五年六月九日
レソト王国	平成二十五年十月十七日
ブルキナファソ	平成二十六年九月六日
ベネズエラ・ボリバル共和国	平成二十六年十月二十二日

よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

カザフスタン共和国	平成二十二年四月九日
グルジア	平成二十二年十一月五日
バーレーン王国	平成二十三年六月四日
タジキスタン共和国	平成二十三年十月一日
モーリタニア・イスラム共和国	平成二十三年十月十九日
ボツワナ共和国	平成二十三年十二月十一日
カンボジア王国	平成二十四年五月五日
ラオス人民民主共和国	平成二十五年六月九日
レソト王国	平成二十五年十月十七日
ブルキナファソ	平成二十六年九月六日
ベネズエラ・ボリバル共和国	平成二十六年十月二十二日

二　パラグアイ共和国政府は、前記の条約の批准書を平成二十五年二月六日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十五年三月八日にパラグアイ共和国について効力を生じた。

（平成二十二年六月八日付け、同年十一月十一日付け、平成二十三年五月二十六日付け、同年十月十八日付け、平成二十三年五月二十六日付け、同年十一月十日付け、平成二十四年一月十九日付け、同年四月二十四日付け、平成二十五年二月二十八日付け、同年六月六日付け、同年十月八日付け、平成二十六年九月九日付け及び同年十月十六日付け国際原子力機関事務局長書簡）

平成二十六年十一月十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百四十四号

一　次に掲げる各国の政府は、昭和六十一年九月二十六日にウィーンで作成された「原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際原子力機関事務局長に寄託した。

カザフスタン共和国	平成二十二年三月十日
モーリタニア・イスラム共和国	平成二十三年九月十九日
タジキスタン共和国	平成二十三年九月二十三日
ボツワナ共和国	平成二十三年十一月十一日
ラオス人民民主共和国	平成二十五年五月十日
レソト王国	平成二十五年九月十七日
ブルキナファソ	平成二十六年八月七日

よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

カザフスタン共和国	平成二十二年四月九日
モーリタニア・イスラム共和国	平成二十三年十月十九日
タジキスタン共和国	平成二十三年十二月十一日
ボツワナ共和国	平成二十五年六月九日
ラオス人民民主共和国	平成二十五年十月十七日
レソト王国	平成二十六年九月六日
ブルキナファソ	平成二十六年十月二十二日

二　パラグアイ共和国政府は、前記の条約の批准書を平成二十五年二月六日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十五年三月八日にパラグアイ共和国について効力を生じた。

（平成二十二年六月八日付け、同年十一月十日付け、平成二十三年五月二十六日付け、同年十月十八日付け、平成二十三年五月二十六日付け、同年十一月十日付け、平成二十四年一月十九日付け、同年四月二十四日付け、平成二十五年二月二十八日付け、同年六月六日付け、同年十月八日付け、平成二十六年九月九日付け及び同年十月十六日付け国際原子力機関事務局長書簡）

平成二十六年十一月十日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第三百五十六号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十日

財務大臣　麻生　太郎

北海道財務局旭川財務事務所の項中「北海道旭川市宮前通東四千百五十五―三十一」を「北海道旭川市宮前一条三―三―十五」に改める。

○財務省告示第三百五十七号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十日

財務大臣　麻生　太郎

北海道財務局旭川財務事務所の項中「北海道旭川市宮前通東四千百五十五番三十一」を「北海道旭川市宮前一条三丁目三番十五号」に改める。

○農林水産省告示第千五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県長野市鬼無里日影字大久保六二一七の四

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県長野市浅川福岡一〇一八の九、一〇一八の一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県長野市鬼無里日影字大久保六二一七の五

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅